令和７年もとす広域連合議会

第３回臨時会　会議録

令和７年１２月２２日（月）　開会
令和７年１２月２２日（月）　閉会

もとす広域連合

令和７年第３回もとす広域連合議会臨時会会議録

目　　次

第　１　号（１２月２２日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……1
○出席議員……1
○欠席議員……1
○説明のため出席した者……1
○職務のため出席した職員……2
○開会の宣告……3
○開議の宣告……3
○議事日程の報告……3
○会議録署名議員の指名……3
○会期の決定……3
○承認第３号より議案第２５号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決……4
○閉会の宣告……12
○署名議員……13

令和７年第３回もとす広域連合議会臨時会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

令和７年１２月２２日（月曜日）午前９時４５分開会

日程第　１	会議録署名議員の指名	
日程第　２	会期の決定	
日程第　３	承認第　３号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号））
日程第　４	議案第２１号	もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５	議案第２２号	もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６	議案第２３号	令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第３号）
日程第　７	議案第２４号	令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　８	議案第２５号	令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

１番	広　瀬　守　克	２番	藤　橋　直　樹
３番	若　原　達　夫	４番	古　野　裕美子
５番	河　村　正　通	６番	堀　田　靖　則
７番	翠　　昭　博	８番	髙　橋　知　子
９番	関　谷　守　彦	１０番	馬　渕　ひろし
１１番	棚　橋　敏　明	１２番	若　園　五　朗
１３番	井　野　勝　巳	１４番	飯　尾　龍　也
１５番	鍔　本　規　之		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連　合　長	藤　原　　勉	副連合長	森　　和　之

副連合長	戸部哲哉	事務局長	五井淳人
総務課長	川村忠彦	介護保険課長	野田秀樹
会計管理者	臼井誠	老人福祉施設大和園長	大塚修
療育医療施設長	吉川博喜	衛生施設長	喜多川正義

職務のため出席した職員

書記長	桂川伸哉	書記	田中久子
書記	坂上翔		

開会　午前　９時４５分

◎開会の宣告

○議長（若園五朗君）　ただいまの出席議員は15名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和７年第３回もとす広域連合議会臨時会を開会いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○議長（若園五朗君）　本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（若園五朗君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

２番　藤　橋　直　樹　君

15番　鍔　本　規　之　君

を指名いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○議長（若園五朗君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、12月18日の議会運営委員会において、本日１日限りにしてはどうかと決められております。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

したがって、今臨時会の会期は、本日１日限りとすることに決定いたしました。

◇

◎承認第３号より議案第２５号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　日程第３、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号））より日程第８、議案第25号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）までを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原　勉君。

○連合長（藤原　勉君）　それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

提案説明に先立ちまして、若干ご説明申し上げて、提案説明のほうに入らせていただきたいと思います。

本日ここに令和７年第３回もとす広域連合議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年もあと10日を残すところとなり、年末の慌ただしさを感じる時季となりました。時節柄、議員の皆様には体調管理に十分気をつけていただき、元気で新しい年を迎えていただきたいと思っております。

さて、当広域連合が運営をいたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましては、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関としてその役割を果たすため、引き続き誠心誠意務めてまいります。

議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今回、本会議に提案をいたしまして、ご審議をお願いする議案は、専決処分に関する承認案件が１件、条例の改正に関する案件が２件、補正予算に関する案件が３件の合計６件でございます。

それでは、ただいまより今臨時会への提出議案につきまして、順次概要を説明させていただきたいと思います。

はじめに、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号））についてでございます。

訴訟委任契約に伴い、令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第21号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和７年８月の人事院勧告等に鑑み、民間給与との較差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、その他の職員も給与月額を引き上げるものでございます。

また、期末・勤勉手当について、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を4.60月分から0.05月分を引き上げ4.65月分とし、通勤手当についても増額を行うものでございます。

当広域連合といたしましても、職員の給与制度等は国に準ずることを基本としておりますので、給料表及び期末・勤勉手当の支給月数等について改正を行うものでございます。

次に、議案第22号　もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和７年８月の人事院勧告及びもとす広域連合職員の給与に関する条例の一部改正に鑑み、報酬月額に係る上限額の引上げ、期末・勤勉手当に係る年間支給月数の引上げ等を行うものでございます。

次に、議案第23号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第３号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億1,843万7,000円とするものでございます。

歳入としましては、財政調整基金繰入金317万8,000円を増額するものでございます。

歳出としましては、人事院勧告による給与改定に伴う人件費として317万8,000円を増額するものでございます。

次に、議案第24号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額については変更がございませんが、歳出について、人事院勧告による給与改定に伴う市町派遣職員人件費負担金45万2,000円の増額、職員の部分休業による給料（一般職給）45万2,000円の減額を計上するものでございます。

次に、議案第25号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億833万5,000円とするものでございます。

歳入としましては、老人福祉施設財政調整基金繰入金776万円を増額するものでございます。

歳出としましては、人事院勧告による給与改定に伴う人件費として776万円を増額するものでございます。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議いただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君）　以上で提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

全員協議会を再開しますので、第１委員会室にご移動お願いします。

休憩　午前　９時５２分

再開　午前１０時３７分

○議長（若園五朗君）　休憩前に続きまして会議を再開します。

日程第３、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

承認第３号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています承認第３号は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、承認第３号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第３号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第２号））は承認されました。

次に、日程第４、議案第21号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第21号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、会議規則第39条第３項の

規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第21号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、日程第５、議案第22号　もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第22号に対する質疑はございませんか。

関谷議員。

○９番（関谷守彦君）　では、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど全協の場でも若干説明ありましたけれども、会計年度任用職員の方の改定については、令和５年５月２日に総務省から発出されております常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱い、こういった通知が出ているところでありますけれども、ここでは常勤職員に準じて遡及等もやってほしいという要請が出されているところであります。そして現実にも遡及をしている自治体のほうが多くなっている現状があります。

そういった意味において、このもとす広域連合においては、どういった理由で、今回もですけれども、このような取扱いをされるのか質問したいと思います。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　ただいま議員からご質問ありました件につきまして、私ども、もとす広域連合につきましては、３市町、組織市町で構成された広域連合でございます。

組織市町の動向を確認することはもとより、私ども広域連合といたしま

しては、その令和５年に発出されたものにつきましては、重々確認はしておりますけれども、組織市町の動向並びに会計年度任用職員の採用の期日等に鑑みまして、今回、遡及の適用は行わず、令和８年４月１日からの施行としたところでございます。

以上です。

○議長（若園五朗君）　９番、関谷議員。

○９番（関谷守彦君）　今のお話は関係市町とのバランスというか、それに重きを置くというお話でありました。

先ほどの説明の中で会計年度任用職員の方は１年ごとの契約ということで、４月にやっているから途中で変えるのはというお話もありましたけれども、契約については、働く人のほうに有利な変更であれば、途中で変更ということも一般的にはあり得ると思うんですけれども、そこら辺についてのご認識はどのように持っておられるのでしょうか。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　当然、昨年実施いたしましたけれども、最低賃金の引上げに伴いまして、規則に反する部分については適正な対応を瞬時に行うというところは思っておりますので、現行、最低賃金の改定に伴う抵触部分はございませんので、その理解の上で執行していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

９番、関谷守彦議員。

○９番（関谷守彦君）　議席番号９番、瑞穂市の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、今回の議案第22号　もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行わせていただきます。

今回のこの条例案は、一般職員については給与や期末手当などの引上げを今年４月に遡って適用しているにもかかわらず、会計年度任用職員の方々に対しては来年４月からしか引上げをしないという内容であります。先ほども紹介させていただきましたように、総務省通知とは異なった対応

をしており、結果的にも差別的取扱いを行っていることに問題があると思います。

もちろん一般職員の方と会計年度任用職員の方の役割の違い、これはもちろんあると思います。しかし、実際の現場では、経験を積んだ会計年度任用職員の方にも頼らざるを得ない場面も数多くあると思います。業務に対する責任には違いがありません。

労働者の均等待遇、同一労働、同一賃金と言われて久しいのですが、いまだに給与改定の適用時期が違うという取扱いを行っていることは、目に見える具体的な差別的な取扱いになってしまうのではないでしょうか。そんな現状があるからこそ、総務省もこのような通知を出さざるを得ない、そんなふうなことだと思います。

そして、これを受けて、現在では多くの自治体で改善が進み、これは国のほうの調査によりますと、令和５年度ですけれども、通知が出たこの年について見ますと、令和５年度中に遡及適用をするとした自治体、これが986、実施しない予定であるとしたのが802、つまり実施するとしたところが55.1％を占めている、半数以上が実際にやっているということであります。そういった全国的な動き、そういったものを見がてら、ぜひこれは変えていくべきではないかと私は思います。

そして、先ほど若干出ておりましたけれども、契約変更に関することについても、特に働く人に有利な改定であれば、そういった契約の変更も問題がないというのがこれまでの常識であります。ましてや、給与改定を決めておいて、実施時期だけは後になるということ自体が問題であります。

したがいまして、今回のこのもとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、私は反対をさせていただきます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（若園五朗君）　次に、賛成者の発言を許します。

10番、馬渕ひろし議員。

○１０番（馬渕ひろし君）　ただいま議題となっております議案第22号もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま関谷守彦議員より反対討論があったわけですけれども、先ほどから広域連合の事務局長が説明をしておるとおり、会計年度任用職員というのは１年の雇用契約ということで、労働条件を示した上で、この条件で１年間働いていただきたいということに合意をして雇用されている方であると認識をしております。有利な変更契約である場合は変えてもいいということはそのとおりかもしれませんけれども、やはり一番最初に合意をした雇用契約の範囲で働いていただき、来年度からは、その改定に従って変更した形でまた契約を結び直させていただくという今の現状は組織する３市町のものともそう大きく変わらないということもありますし、これはま

た組織市町でよくよく議論をして、変わってきたときには改定を検討していただくというような形で進めていただければというふうに考えております。

以上をもちまして、ただいま上程されていますもとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について賛成をさせていただきます。

同僚議員の皆様につきましては、よくお考えをいただきましてご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若園五朗君）　次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立多数です。

よって、議案第22号　もとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、日程第６、議案第23号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第23号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第23号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第３号）は可決されました。

次に、日程第７、議案第24号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第24号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第24号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）は可決されました。

次に、日程第８、議案第25号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第25号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第25号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第25号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第２号）は可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○議長（若園五朗君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和７年第３回もとす広域連合臨時会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会　午前１０時５５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年１２月２２日

議　　長　　若　園　五　朗

署　名　議　員

２　番　　藤　橋　直　樹

１５　番　　鍔　本　規　之